

## 加工食品の表示の適正化に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、一般消費者の加工食品の購入に際しての適正な選択とその安全かつ適切な摂取を図るうえにおいて、加工食品の品質その他の内容に関する適正な表示の実施が不可欠であることにかんがみ、加工食品の表示に関し基本となる事項を定めることにより、国民の食生活の向上に寄与することを目的とすること。(第一条関係)

### 第二 定義

- 一 この法律において「加工食品」とは、製造し、又は加工した食品をいうこと。(第二条第一項関係)
- 二 この法律において「包装加工食品」とは、加工食品のうち、容器又は包装(主務省令で定める簡易なものを除く。以下「容器包装」という。 に収めたままで一般消費者に販売されるものをいうこと。ただし、販売の時に容器包装に収めたものを除くこと。(第二条第二項関係)
- 三 この法律において「事業者」とは、食品の製造(加工を含む。)を業とする者又は加工食品の輸入著しくは販売を業とする者をいうこと。(第二条第五項関係)

### 第三 包装加工食品の必要的表示事項及びその表示の基準

- 一 事業者は、すべての包装加工食品について、その名称、原材料名(使用添加物の名称等を含む。)、内容量、製造(加工)の年月日、賞味期間(消費期限)、保存方法並びに事業者の氏名及び住所を表示しなければならないこととし、及びこれらの事項についての表示の基準を定めること。(第三条関係)
- 二 包装加工食品のうち、使用した原材料に添加物が含まれているもの、食品に残存するおそれがある加工助剤を使用したもの、調理を要するもの、摂取量を知ることが困難なもの並びに輸入品及び原産国について誤認するおそれがある国産品については、それぞれの表示すべき事項を定め、事業者はこれらの事項について表示しなければならないこと。(第四条関係)
- 三 一及び二の表示すべきこととされる事項(以下「必要的表示事項」という。)は、容器包装の見やすい箇所に、一括して表示しなければならないこと。(第三条及び第四条関係)

### 第四 栄養成分の表示及び有用性の表示

事業者は、包装加工食品について、栄養成分の表示をするよう努めるものとし、また、有用性の表示をしようとする場合は、その有用性を栄養学的に根拠づける事項を表示しなければならないこと。(第六

条及び第七条関係)

## 第五 禁止される表示

事業者は、包装加工食品の品質その他の内容についての虚偽の又は誇大な表示その他一般消費者に誤認されるおそれがある表示してはならないこと。(第八条関係)

## 第六 特定表示事項の表示等

主務大臣は、第三から第五までに規定するもののほか、包装加工食品の品質その他の内容に因する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該包装加工食品について、必要的表示事項に追加して表示すべき事項(以下「特定表示事項」という。)及びその表示の基準、必要的表示事項及び有用性の表示についての固有の表示の基準又は表示してはならない事項を定め、これを告示すること。(第九条第一項関係)

## 第七 表示の仕方

包装加工食品の必要的表示事項、有用性に関する事項及び特定表示事項は、邦文で、一般消費者が理解しやすい用語により、明りょうに表示しなければならないこと。(第十条関係)

## 第八 包装加工食品以外の加工食品の表示

主務大臣は、包装加工食品以外の加工食品であって、一般消費者が品質その他の内容を識別することが特に必要であると認められるもののうち、表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、包装加工食品の表示に準じて、販売者が表示すべき事項及びその表示に際して遵守すべき事項を定め、これを告示しなければならないこと。(第十二条第一項関係)

## 第九 指示等

- 一 主務大臣又は都道府県知事は、必要的表示事項、特定表示事項又は第八の販売者が表示すべき事項(以下「表示事項」と総称する。)を表示せず、又は表示事項の表示の基準その他この法律の規定により表示に際して遵守すべきこととされる事項(以下「遵守事項」と総称する。)を遵守しない事業者があるときは、当該事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を旨の表示をすることができること。(第十三条第一項関係)
- 二 主務大臣又は都道府県知事は、前項の指示に従わない事業者があるときは、その旨を公表することができること。(第十三条第二項関係)

## 第十 表示に関する命令等

- 一 主務大臣又は都道府県知事は、指示を受けた事業者がその指示に従わなかった旨を公表された後において、なお、その指示に係る措置をとらなかった場合において、その指示に係る加工食品が広く販売されこれを放置しては一般消費者の利益を著しく害すると認めるときは、当該事業者に対し、その指示に係る措置をとったものでなければ販売し、又は販売のため陳列してはならないことを命ずることができること。(第十四条第一項関係)
- 二 主務大臣又は都道府県知事は、虚偽の又は誇大な表示その他品質その他の内容について一般消費者に誤認されるおそれがある表示がなされている加工食品が広く販売され、一般消費者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、その旨を一般に周知させるようにしなければならないこと。(第十四条第二項関係)

## 第十一 消費者の申出

何人も、加工食品の品質その他の内容に関する表示が適正に行われていないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、その旨を主務大臣又は都道府県知事に申し出て、適切な措置をとるべきこと

を求めることができること。(第十五条関係)

## 第十二 加工食品表示監視員

立入校査及び質問並びに加工食品の表示の適正化に関する指導の職務を行わせるため、国及び都道府県に加工食品表示監視員を置くこと。(第十七条関係)

## 第十三 加工食品表示審議会

- 一 加工食品の品質その他の内容に関する表示の適正化に関する重要事項を調査審議させるため、経済企画庁に、加工食品表示審議会を置くこと。(第十八条関係)
- 二 主務大臣は、第六の待定表示事項等又は第八の販売者が表示すべき事項等を定め、又は改廃しようとするときは、加工食品表示審議会に諮問しなければならないこと。(第九条第三項及び第十二条第三項関係)

## 第十四 協議

主務大臣は、第六の特定表示事項等又は第八の販売者が表示すべき事項等を定め、又は改廃しようとするときは、その旨を公正取引委員会に通知し、かつ、公正取引委員会から意見の申し出があったときは、

協議しなければならないこと。(第二十八条関係)

## 第十五 主務大臣

この法律における主務大臣は、厚生大臣及び当該加工食品の流通を所掌する大臣とすること。(第二十九条第一項関係)

## 第十六 適用除外

酒類の表示については、この法律の規定を適用せず、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の定めるところによること。(第三十条関係)

## 第十七 罰則

第十の命令に違反した者に対し、二十万円以下の罰金を科する等所要の罰則を設けること。(第三十二条から第三十四条まで関係)

## 第十八 附則

一 この法律は、平成三年四月一日から施行すること。ただし、第十三の規定は公布の日から施行すること。(附則第一条第一項関係)

- 二 この法律の規定は、平成三年四月一日以後に製造し、加工し、又は輸入する加工食品について適用すること。(附則第一条第二項関係)
- 三 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、栄養改善法等の改正を行うこと。(附則第二条から第十条まで関係)